

(障害福祉)虐待防止のための指針

(事業所における虐待防止に関する基本的考え方)

Life3(以下、「事業者」という。)は、障がい者虐待防止法の趣旨を理解し、障がい者(以下、「ご利用者」という。)が生きがいを感じられる、自尊心をより育むことができる、そしてご利用者本位の安心安全のサービスを提供していく。

(虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項)

事業者は、虐待防止等を目的として、虐待防止委員会(以下、「事業者委員会」という。)を設置する。

事業者委員会は、年1回以上、定期的に開催し、協議する。

委員会は、管理者、サービス提供責任者等で構成する。

なお、必要に応じて、事業者職員、協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

(虐待防止のための職員研修に関する基本指針)

事業者は、年間研修計画に沿って「虐待防止研修」等の研修を必ず実施する。

(1)新規採用者には、入社時研修において「虐待防止研修」、「身体拘束防止研修」を実施する。

(2)職員には、年間研修計画に沿って「業務継続計画研修」、「虐待防止研修」、「身体拘束防止研修」を年1回実施する。

(3)管理者が随時必要と認めた場合は、他の研修も実施する。

(事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

(1)ご利用者に虐待が疑われる場合は、虐待防止委員会に速やかに報告する。その後、事業所内の苦情解決の仕組みと同様に迅速に対応し解決につなげる。

(2)虐待は外部から発見・把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早

期発見に努めなければならない。

(3)職員等が他の職員等によるご利用者への虐待を発見した場合は、虐待防止委員会に報告する。

(4)虐待防止委員会は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等から相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意をはらったうえで、虐待等を行った本人に事実確認を行う。また必要に応じ、関係者から事情を確認する。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

(1)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(2)上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合、市町村の窓口等外部機関に相談する。

(3)事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

当該指針は、事業所内等に掲示し、ご利用者及び家族等、すべての職員が閲覧できるようにする。

(その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針)

(1)ご利用者とのコミュニケーションを大切にする。

虐待はコミュニケーション不足から起きる場合もある。

(2)ご利用者を「モノ」として認識していないか。介護者と同じ「ヒト」であることを認識する。また、そこで介護者自身が虐待をされた場合を想像する。どう感じるか。

＜変更・廃止手続＞

本方針の変更および廃止は、虐待防止委員会の決議により行う。

＜附則＞

本方針は、２０２６年１０月１日から適用する

虐待防止に関する担当者：前田直洋